

## さいたま市告示第 1567 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、さいたま市立病院事業の設置等に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 198 号）第 5 条に規定する使用料及び第 6 条に規定する手数料に係る徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 6 日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 業務名

さいたま市立病院未収金回収業務

### 2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所

(2) 住所又は事務所の所在地 東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12 階

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 9 月 24 日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 7 年 9 月 5 日

### 5 委託する期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

(1) 入院収益

(2) 外来収益 等

### 7 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課医事管理係

(2) 電話 048（873）4168